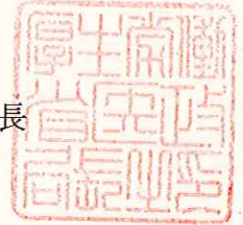


医政発0106第5号  
平成27年1月6日

公益社団法人  
全国助産師教育協議会会長 殿

厚生労働省医政局長



### 保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、地方厚生局において開催してきた保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）（以下、「特定分野における実習指導者講習会」という。）について、より多くの実習指導者が受講の機会を得られるよう、平成27年度からは、各都道府県が開催することを可能とするとともに、特定分野における実習指導者講習会において、専任教員養成講習会のeラーニング科目の活用を可能とするため、今般、新たに「特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」を定めることとしました。これに併せて「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」の内容の一部を改正しました。

新たな「保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」及び「特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」は、それぞれ別添1及び別添2のとおりであり、これらを平成27年4月1日から適用することとしたので、通知いたします。

なお、これに伴い、従前の「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の改正について」（平成26年2月28日付け医政発0228第9号）は平成27年3月31日限り廃止いたします。

つきましては、貴団体に所属されている会員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。